



厚労省、平成24年4月現在の保育所状況・学童保育状況を報告

▼厚労省は、平成24年4月1日時点での保育所の定員や待機児童の状況を取りまとめて公表しました。それによると、保育所定員は224万人(平成23年4月から3万6千人の増加)、一方で保育所を利用する児童は2,176,802人(平成23年4月から53,851人の増加)でした。中でも保育所利用児童数は、平成6年の保育所入所待機児童数調査以降、過去最高の増加数となっており、年齢区分別の内訳では3歳未満が25,314人増、3歳以上は28,537人増でした。

待機児童数は24,825人で2年連続の減少(△731人)としながらも、待機児童のいる市区町村は、前年から20増加して357となり、東京都、沖縄県、名古屋市で1,000人を超えたほか、千葉県、神奈川県、札幌市、福岡市などでも1,000人に迫る状況です。また待機児童が100人以上増加したのは、大阪市(+268人)、福岡市(+166人)、藤沢市(+125人)など7市町で、一方、横浜市(△792人)、名古屋市(△243人)、川崎市(△236人)などの7市は100人以上減少しています。

前年比	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月
定員数	1.6万人増	1.1万人増	2.6万人増	4.6万人増	3.6万人増
利用児童数	0.7万人増	1.9万人増	3.9万人増	4.3万人増	5.4万人増

▼また厚労省では「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)の平成24年の状況を取りまとめて公表しました。これによると、放課後児童クラブ数は前年比で524か所増の1,085か所、登録児童数は18,911人増の85万1,949人、利用できなかった児童数(待機児童数)は7,521人で、ピークだった平成19年(14,029人)から約6,500人減少してはいるものの、前年比では113人増という結果でした。

厚労省HPではこれら以外にも詳細なデータが示されていますので、是非ご参照ください。これからの子育て政策は大きな転換が予想されますが、実効性、速効性のある対応が求められそうです。(参考：厚労省HP 報道発表資料)

介護サービス情報公表制度が一新
～調査手数料は 14都道府県で徴収～

▼今年10月1日から、介護サービス情報公表制度の運営システムが、よりわかりやすい形で情報提供できるよう、リニューアルされました。「介護サービス情報公表制度」とは、介護保険法に基づいて平成18年4月からすでにスタートしている制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選択するための情報を、都道府県が提供するシステムです。ここに掲載される情報は、

- ①各事業所は毎年1回、直近の事業所情報を都道府県に報告する
- ②都道府県は内容を審査し、都道府県が必要と認める場合に訪問調査を実施する
- ③都道府県はインターネットに事業所情報を掲載する

といった手続きによって公表されるものですが、情報の一つとして、福祉サービスの第三者評価や地域密着型サービスにおける外部評価などの受審情報も掲載されています。「利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫する」という目的を達成するため、新たなシステムが開発されました。

昨年の介護保険法改正は、この制度を手数料によることなく運営できる仕組みに改めるものでしたが、厚労省は、10月以降も14都道府県が事業者から調査手数料を徴収することを明らかにしました。事業所から公表手数料を徴収するのは9県で2,000円～9,000円、調査手数料を徴収するのは14県で12,000円～28,000円、と報告されています。(参考：厚労省HP/福祉新聞)

平成23年度の指導検査報告書を公表
～東京都福祉保健局～

▼10月4日、東京都福祉保健局は、平成23年度に社会福祉施設や保険医療機関等を対象に実施した指導検査等の結果を取りまとめて公表しました。それによると実地検査数2,879件のうちほぼ半数にあたる1,406件で文書指摘が行われ、主な指導内容としては、「日用品について、入所者等の希望を確認した上で提供すべきところ、一律に提供し、画一的に費用を徴収している」「他事業者に対する情報提供について、利用者又は家族の同意を得ていない」等が挙げられています。また事業者に係る処分は9件(介護保険サービス事業所8件、障害福祉サービス事業所1)で、介護報酬の返戻金は、総計で45件、総額16,228,796円だったと報告されています。(参考：東京都福祉保健局HP)